

第1回  
千葉市特別職報酬等審議会  
会議次第

日時 平成27年5月1日(金)  
午前9時30分  
場所 千葉市議会棟3階 第4委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介及び会長、副会長選出
- 3 市長挨拶
- 4 諮 問
- 5 審 議
  - (1) 報酬額等の改定について
  - (2) 改定額及び改定時期について
- 6 閉 会

## 千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

役 職 名	氏 名
株式会社 千葉日報社 常務取締役	大澤 克之助
弁護士	大島 有紀子
千葉市町内自治会連絡協議会 会長	大槻 勝三
元千葉大学法政経学部 教授	奥本 佳伸
公認会計士	河合 謹爾
千葉県中小企業団体中央会 会長	坂戸 誠一
連合千葉中央地域協議会 事務局長	辻 徳次郎
國學院大學法科大学院 教授	中曾根 玲子
千葉商工会議所 総務部長	林 鉄夫
千葉市女性団体連絡会 副会長	細谷 久美子

※ 五十音順で記載

※ 奥本佳伸氏は平成27年5月26日に千葉大学名誉教授就任予定。

## 事務局名簿

職 名	氏 名
総務局長	志村 隆
総務部長	山元 隆司
給与課長	香取 徹哉

## ○千葉市特別職報酬等審議会設置条例

(設置)

**第1条** 本市は、千葉市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申する。

(諮問)

**第3条** 市長は、市議会議員の議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議事に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬又は給料の額について審議会に諮問しなければならない。

(組織)

**第4条** 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する。

- (1) 本市の区域内の公共的団体等を代表する者 5人
- (2) 学識経験者 5人

(任期)

**第5条** 前条第2項第1号に規定する委員は、諮問のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第2項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第4条第2項第2号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

**第7条** 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第8条** 審議会の事務は、総務局で所掌する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

27千総給第224号

平成27年5月1日

千葉市特別職報酬等審議会

会長 奥本佳伸様

千葉市長 熊谷俊人



特別職の報酬等の額について（諮問）

市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると思われますので、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、諮問します。

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成27年5月1日

千葉市

# 目 次

	ページ
I 特別職の報酬額等の改定について . . . . .	1
II 公務員給与の動向について . . . . .	4
1 国家公務員の給与制度の総合的見直しについて . . . . .	4
2 本市職員の給与制度の総合的見直しについて . . . . .	6
III 本市特別職の報酬等の改定に必要性について . . . . .	7
1 従来の改定方法 . . . . .	7
2 改定の必要性 . . . . .	8

## I 特別職の報酬額等の改定について

### 特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法

#### 【地方自治法（抄）】

（給料、手当及び旅費）

**第204条** 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、・地域手当、・通勤手当、・期末手当、・又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

**第204条の2** 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、・・・前条第一項の職員に支給することができない。

#### 【千葉市特別職報酬等審議会設置条例（抄）】

（諮問）

**第3条** 市長は、・・・市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、・・・給料の額について審議会に諮問しなければならない。

#### 特別職の報酬等について（抄）

（昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知）

2 都道府県知事は、・・・報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きにより措置することが適当であること。

（※本通知では、市についても都道府県の例にならい措置をこうずるものとされている。）

#### 特別職の職員の給与について（抄）

（昭和43年10月17日 自治給第94号 行政局長通知）

3 三役・・・の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、・・・（資料）を提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

【特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）】

（給与の額）

第3条 給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。

- （1）市長等・・・については、別表第1（※1）に掲げる額。
- 2 前項に定めるもののほか、市の一般職の例により、市長等（※2）に対しては地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。（以下略）

※1 給料月額を規定。

※2 市長、副市長、常勤の監査委員、病院事業管理者、教育長をいう。

市長等に対して支給する手当については、国家公務員の特別職に支給されている手当に相当するものは、国との均衡上支給することが可能とされており（※）、本市においては、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給しているところである。なお、地域手当は民間賃金の水準が高い地域に当該地域の民間賃金と均衡するように支給される手当であり、給料月額に所定の支給割合を乗じて得た額を支給することとなっている。本市の支給割合については一般職の職員と同じ11%（市内の国の官署に勤務する国家公務員と同じ。）となっている。

（※）昭和43年10月17日 自治給第94号 行政局長通知による。

現行の給料月額等

	給料月額	地域手当 (11%)	期末手当 (4.1か月)	計 (年間給与額)
市長	1,190千円 (952千円)	130.9千円 (104.8千円)	6,499千円 (3,249千円)	22,350千円 (15,931千円)
副市長	960千円 (864千円)	105.6千円 (95千円)	5,243千円 (3,670千円)	18,030千円 (15,178千円)

※（ ）内はカット後の額。

※期末手当の4.1月の内訳は6月期1.975月、12月期2.125月である。

カット率  
H21.10～

市長：給料月額△20%、地域手当△20%、期末手当△50%
副市長：給料月額△10%、地域手当△10%、期末手当△30%

（参考）

地域手当を一般職に支給しているが特別職に支給していない政令指定都市（平成27年4月1日現在）

	一般職		市長・副市長	
	地域手当支給の有無	支給率（%）	地域手当支給の有無	支給率（%）
新潟市	○	1	×	-
静岡市	○	6	×	-
浜松市	○	3	×	-
大阪市	○	15	○（H27.12.18まで）	10
			×	-

※地域手当支給の有無の欄内における「○」は支給、「×」は不支給。

※新潟市の地域手当は平成30年4月1日までに3%へ段階的に引上げ予定。

※大阪市は市長の次期任期より地域手当を廃止する（条例改正済）。

(参考)

## 一般職の給与決定の方法

### 【地方公務員法（抄）】

(情勢適応の原則)

**第14条** 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、・・・が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

### 第24条

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給料表に関する報告及び勧告)

**第26条** 人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

### (参考) 平成26年度の給与改定

#### 平成26年職員の給与に関する報告及び勧告の概要（平成26年10月3日勧告）

- ①民間給与との較差（0.39%）を解消するため、月例給のうち給料月額を引上げ
- ②期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ 0.15月分（3.95月分→4.10月分）
- ③初任給調整手当・通勤手当の引上げ



平成26年12月17日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案可決

平成26年12月22日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例公布  
(平成26年12月22日施行)

#### 平成26年職員の給与に関する報告及び勧告の概要[2次勧告]（平成26年12月17日勧告）

- ①給料表の見直し（2%引下げを基本に、世代給与配分を見直し）
- ②地域手当の見直し（支給割合を10%から15%に引上げ）
- ③職務や勤務実績に応じた給与配分（単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の拡充）。



平成27年 3月 5日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案可決

平成27年 3月 9日 千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例公布  
(平成27年4月1日施行)

## II 公務員給与の動向について

### 1 国家公務員の給与制度の総合的見直し

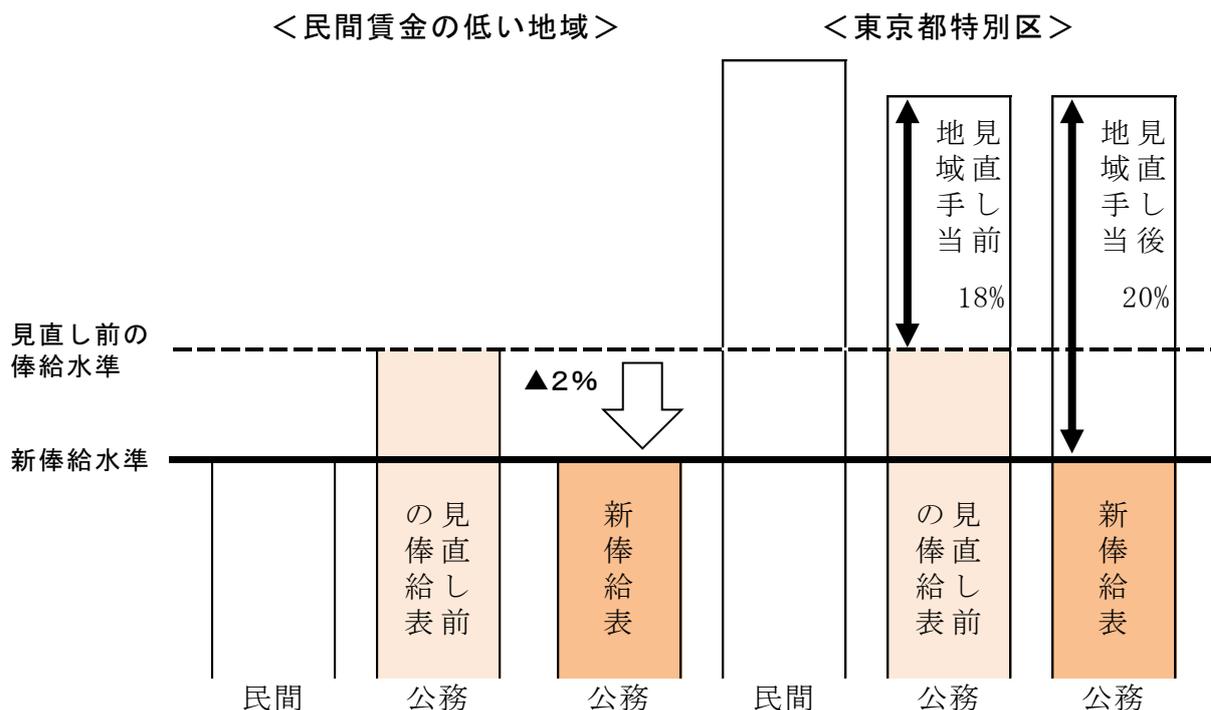
#### (1) 一般職の国家公務員の給与の動向

近年、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られること、国家公務員において職員構成の高年齢化が顕著となってきたとともに50歳台後半層の官民の給与差が生じていること、職務や勤務実績に応じた給与とすること等の課題が生じていたことから、それらの諸課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが行われた。（平成27年4月実施）

#### <給与制度の総合的見直しのポイント>

##### ①地域間の給与配分の見直し

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引き下げる一方で、地域手当の支給割合を見直す。



##### ●俸給表の見直し

民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18%)を踏まえ、俸給水準を平均2%引下げ。

##### ●地域手当の支給割合の見直し

俸給水準の引下げ(平均2%)に合わせ地域手当の支給割合見直し。

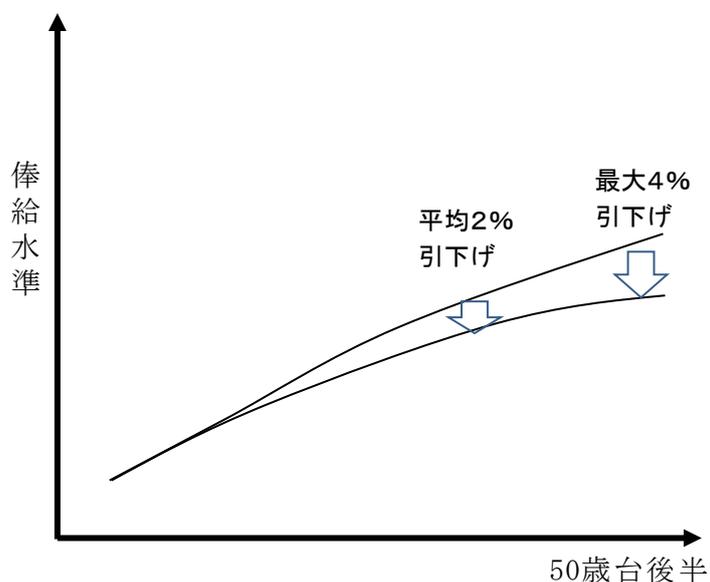
(見直し前) 0%[非支給地]～18%[特別区]

(見直し後) 0%[非支給地]～20%[特別区]

※支給割合の見直しが平成30年4月までに段階的に完成

## ②世代間の給与配分の見直し

俸給表の引下げに際し、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層の職員が、多く在職する号俸を最大4%引き下げる。



## ③職務や勤務実績に応じた見直し

転勤する職員の負担や円滑な人事運用の要請等や、災害への対処等やむを得ず平日深夜におよぶ長時間の勤務を行っている実態を踏まえ単身赴任手当や管理職員特別勤務手当などの諸手当の改善を図る。

## (2) 特別職の国家公務員の給与の動向（俸給月額等）

内閣総理大臣等特別職の国家公務員の給与の改定については、これまでと同様、一般職の改定の趣旨に沿って行うこととし、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料が引き下げられたことから、一般職の最も高位の給料表である指定職給料表（事務次官、警視総監、各省庁局長等に適用される給料表）と同程度の引下げ（△2.0%）を実施している。



### Ⅲ 本市特別職の報酬等の改定の必要性について

#### 1 従来の改定方法

①一般職の改定率の推移

②他の政令市の報酬等の額 を参考に改定

#### 前回の改正（平成18年7月）

前回改定（平成8年度）から平成17年度までの累積は△0.29%であったが、国が実施した給与構造改革を受けて、本市においても平成18年4月より一般職の給料の水準を△4.70%引き下げており、改定率の累積が大きくなったことから報酬審議会に諮問することとした。審議の結果、平成18年4月時点では多くの政令指定都市が給与構造の改革そのものを見送っているが、一方で、国の特別職の俸給等が、一般職の給与構造の改革を参考として引き下げられていること、また、都道府県でも国と同様の傾向も見られることから、給与構造の改革分も含めた一般職の改定状況を参考としつつ額を決定した。

官職名	改正前	改正後(H18.7～)	改定率
市長	1,250千円	1,190千円	△4.98%
副市長（助役）	1,010千円	960千円	

※改定率は平成17年度までの累積改定率に給与構造改革の改定率を乗じたものであるため、加算した数値とは一致しない。

## 2 改定の必要性

### (1) 前回改定後の一般職の給料改定率の推移

	改定率	累積
平成18年度	0.00%	0.00%
平成19年度	0.00%	0.00%
平成20年度	0.00%	0.00%
平成21年度	△0.45%	△0.450%
平成22年度	△0.19%	△0.639%
平成23年度	△0.13%	△0.768%
平成24年度	0.00%	△0.768%
平成25年度	0.00%	△0.768%
平成26年度	0.40%	△0.371%

※累積は各年度の改定率を乗じたものである。

給与制度の総合的見直し による改定率	△2.4%
-----------------------	-------

### (2) 地域手当の段階的引上げ実施における給与月額

特別職の地域手当は、一般職の例によることとされているため、特別職の給料月額を据え置いた場合、地域手当を含む給与月額は増加していく。

#### ○各年度における給与額の見込み

市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	-
H27年度	1,190,000	11%	130,900	1,320,900	11,900
H28年度	1,190,000	13%	154,700	1,344,700	35,700
H29年度	1,190,000	14%	166,600	1,356,600	47,600
H30年度 以降	1,190,000	15%	178,500	1,368,500	59,500

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

副市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	1,056,000	-
H27年度	960,000	11%	105,600	1,065,600	9,600
H28年度	960,000	13%	124,800	1,084,800	28,800
H29年度	960,000	14%	134,400	1,094,400	38,400
H30年度 以降	960,000	15%	144,000	1,104,000	48,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

### (3) 政令指定都市の状況

政令指定都市では、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料表の水準を引き下げた市は、本市、札幌市、新潟市、神戸市の4市のみであり、給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行った都市はない。（新潟市は給与制度の総合的見直しを考慮して、特別職等報酬審議会を開催（平成27年1月）しているが、答申の結果が据置だったため改定を行っていない。）

#### 【給与制度の総合的見直しを実施した団体の状況】

	一般職の給料月額 の引下げ状況	一般職の地域手当 の支給割合	特別職の地域手当の 支給の有無（支給割 合）	特別職報酬等審議会 の開催状況
千葉市	△2.4%	10%→15%	有（一般職と同様）	—
札幌市	△1.43%	3%（据置）	有（一般職と同様）	予定なし
新潟市	△2.0%	0%→3%	無	開催済み
神戸市	△2.0%	10%→12%	有（一般職と同様）	検討中

#### 【政令指定都市の市長、副市長の給料月額（カット前）】

H27.4.1現在

	市長	副市長		市長	副市長
千葉市	⑮1,190千円	⑭960千円	名古屋市	①1,467千円	④1,100千円
札幌市	⑨1,280	⑧1,030	京都市	⑤1,390	④1,100
仙台市	⑥1,310	⑨1,020	大阪市	③1,420	②1,130
新潟市	⑱1,163	⑰939	堺市	⑮1,190	⑩990
さいたま	⑬1,243	⑬977	神戸市	④1,410	③1,110
川崎市	⑪1,250	⑩990	岡山市	⑳1,116	⑳920
横浜市	②1,428	①1,148	広島市	⑥1,310	⑥1,050
相模原市	⑲1,142	⑱935	北九州市	⑭1,230	⑫980
静岡市	⑪1,250	⑯940	福岡市	⑧1,300	⑦1,040
浜松市	⑩1,277	⑲928	熊本市	⑰1,186	⑮944

※○内は順位

#### (4) 県内主要市の改定状況

H27.4.1 現在

	一般職の給与制度 の総合的見直し実 施状況	特別職の改定の実 施状況	(参考) 市長、副市長の給料額	
			市 長	副市長
市 原 市	○	×	998	821
船 橋 市	○	×	1,076千円	818千円
市 川 市	×	×	1,016	837
松 戸 市	○	×	1,050	860
柏 市	○	×	955	785
習志野市	○	×	950 (665)	810 (648)
八千代市	○	×	980	804

※習志野市の( )内の額は独自カット後の額。

※上記実施状況における「○」は実施、「×」は未実施。

※特別職に地域手当を支給していて、給与制度の総合的見直しにより地域手当の支給割合が上がっているのは市原市のみ。

#### (5) 給与制度の総合的見直しに伴う都道府県特別職の報酬等の改定状況

給与制度の総合的見直しに伴い給料水準の引き下げを行った都道府県は41団体あり、給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行った都道府県は2団体となっている。

##### 【地域手当が特別職の支給対象となっており特別職の給料等の改定を行っている団体】

	一般職の給料月 額の引下げ状況	一般職の地域手当 の支給割合	特別職の給料の改定 内容	特別職の地域手当の 支給の有無(支給割 合)
東京都	△1.70%	18%→20%	引き下げ(△1.70%)	有(一般職と同様)
愛知県	△2.00% △3.50%	6.7%→10.5%	引き下げ(△3.5%)	有(一般職と同様)

※愛知県の一般職の給料月額引下げ状況欄内の上段は一般職、下段は指定職の改定率。

(参考) 実施時期関連資料

【市議会の今後の開会時期（予定）】

- 平成27年第2回定例会（6月） → 平成27年 7月1日施行
- 平成27年第3回定例会（9月） → 平成27年10月1日施行
- 平成27年第4回定例会（12月） → 平成28年 1月1日施行
- 平成28年第1回定例会（3月） → 平成28年 4月1日施行

※上記のほか第1回臨時会の開催が予定されている。（5月13日開催予定）

【特別職の任期】

	任 期
市 長	平成25年6月14日 ~ 平成29年6月13日
副 市 長	平成26年7月 1日 ~ 平成30年6月30日
副 市 長	平成27年4月 1日 ~ 平成31年3月31日

# 第1回

## 千葉市特別職報酬等審議会

### 参 考 資 料

平成27年5月1日

千 葉 市

# 目 次

	ページ
特別職報酬等の改定状況 . . . . .	1
一般職の給与改定の状況 . . . . .	2
特別職と一般職の最高給与者との給与比較 . . . . .	3
政令指定都市の報酬等 . . . . .	4
経済状況の推移 . . . . .	5
財政状況等 . . . . .	6
地域手当の支給地域一覧 . . . . .	7
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (別表1) . . . . .	9

# 特別職の報酬等の改定状況

	市 長	前回からの変動率	副 市 長	前回からの変動率
	給 料		給 料	
H18. 7. 1 現 行	1, 190, 000円	△ 4. 80 %	960, 000円	△ 5. 00 %
H8. 1. 1	1, 250, 000円	9. 17 %	1, 010, 000円	9. 78 %
H4. 1. 1	1, 145, 000円	3. 53 %	920, 000円	2. 68 %
H3. 12. 1	1, 106, 000円	10. 82 %	896, 000円	10. 89 %
S64. 1. 1	998, 000円	5. 61 %	808, 000円	5. 62 %
S61. 1. 1	945, 000円	9. 38 %	765, 000円	9. 44 %
S57. 5. 1	864, 000円	9. 78 %	699, 000円	9. 73 %
S55. 4. 1	787, 000円	15. 74 %	637, 000円	12. 74 %
S52. 12. 1	680, 000円	-	565, 000円	

# 一般職の給与改定の状況

	52年	53年	54年	55年	56年	57年 ※	58年 ※	59年 ※	60年 ※7月実施	61年	62年	63年	元年	2年	3年
千葉市	6.74	3.69	3.60	4.50	5.01	見送り	2.03	3.37	5.21	2.30	1.47	2.27	3.01	3.66	3.59
国	6.92	3.84	3.70	4.61	5.23	見送り (4.58)	2.03 (6.47)	3.37 (6.44)	5.74	2.31	1.47	2.35	3.11	3.67	3.71
千葉県	6.79	2.95	3.57	4.46	5.03	見送り (4.50)	2.01 (6.44)	3.37 (6.40)	5.31	2.22	1.41	2.26	2.90	3.60	3.69
(一般職)	14.7%														
	11.0%														
	11.1%														
	6.2%														
	11.1%														

(昭和55年改定時) (昭和57年改定時) (昭和61年改定時) (昭和64年改定時) (平成4年改定時)

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年 (課長級以上昇送 り)	12年 (給料表改定な し)	13年 (給料表改定な し)	14年 (給料表マイナ ス改定)	15年 (給料表マイナ ス改定)	16年 (給料表改定な し)	17年	
千葉市	2.02	1.90	1.20	0.91	0.95	0.85	0.76	0.25	0.10	0.08	△ 1.79	△ 1.05	0.01	△ 0.43	
国	2.87	1.92	1.18	0.90	0.95	1.02	0.76	0.28	0.12	0.08	△ 2.03	△ 1.07	0.01	△ 0.36	
千葉県	2.75	1.90	1.16	0.87	0.95	1.02	0.70	0.25	0.09	0.07	△ 2.01	△ 1.07	0.01	-0.35	
(特別職)	13.3%														
	9.8%														
	9.4%														
	6.5%														
	19.3%														
	6.16%														
(一般職)	△ 0.29%(△ 4.7%)※( )内は給与構造改革の改定率														

(平成8年改定時) (平成18年改定時)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
千葉市	-	-	-	△ 0.45	△ 0.19	△ 0.13	-	-	0.40
国	-	0.35	-	△ 0.22	△ 0.19	△ 0.23	-	-	0.27
千葉県	-	0.11	-	△ 0.19	△ 0.19	△ 0.27	-	0.09	0.30
(一般職)	10.71%								
	△ 0.37%								
(特別職)	未改定								

(注)※は勧告と改定率が異なる。( )は勧告率。平成4年以降は千葉市人事委員会の勧告が行われている。

特別職と一般職の最高給与者との給与比較

(単位:円)

区分	給与(現行額)				
	給料(A)	管理職手当(B)	地域手当(C) [(A)+(B)]×11%	合計 (A)+(B)+(C)	
市長	カット前	1,190,000		130,900	1,320,900
	カット後	952,000		104,720	1,056,720
副市長	カット前	960,000		105,600	1,065,600
	カット後	864,000		95,040	959,040
A局長	総合的見直し前	548,500	131,800	68,030 (10%で計算)	747,780
	総合的見直し後	526,500	131,600	72,391	730,491

(※特別職のカット率は市長△20%、副市長△10%)

政令指定指定都市の報酬等

(単位：千円)

	市長					副市長						
	給料	順位	適用年月日	カット率	カット後の額	順位	給料	順位	適用年月日	カット率	カット後の額	順位
札幌市	1,280	9	H4.12.1	0	1,280	4	1,030	8	H4.12.1	0	1,030	4
仙台市	1,310	6	H8.10.1	20	1,048	15	1,020	9	H8.10.1	15	867	19
新潟市	1,163	18	H18.4.1	0	1,163	10	939	17	H18.4.1	0	939	13
さいたま市	1,243	13	H20.1.1	0	1,243	7	977	13	H20.1.1	0	977	7
千葉市	1,190	15	H18.7.1	20	952	17	960	14	H8.10.2	10	864	20
川崎市	1,250	11	H19.4.1	0	1,250	6	990	10	H19.4.1	0	990	5
横浜市	1,428	2	H23.4.1	0	1,428	1	1,148	1	H8.10.3	0	1,148	1
相模原市	1,142	19	H9.4.1	7	1,062	14	935	18	H9.4.1	7	870	18
静岡市	1,250	11	H19.4.1	20	1,000	16	940	16	H19.4.1	0	940	12
浜松市	1,277	10	H19.4.1		1,277	5	928	19	H19.4.1	0	928	14
名古屋市長	1,467	1	H19.4.1	定額支給	430	20	1,100	4	H19.4.1	定額支給	920	15
京都市	1,390	5	H8.7.1	20	1,112	13	1,100	4	H8.7.1	12	968	9
大阪市	1,420	3	H23.1.1	42	820	19	1,130	2	H23.1.1	14	970	8
堺市	1,190	15	H9.4.1	20	952	17	990	10	H9.4.1	10	891	17
神戸市	1,410	4	H4.5.1	20	1,128	11	1,110	3	H4.5.1	15	944	11
岡山市	1,116	20	H21.8.1	0	1,116	12	920	20	H21.8.1	0	920	15
広島市	1,310	6	H8.1.1	0	1,310	2	1,050	6	H8.1.1	0	1,050	2
北九州市	1,230	14	H26.11.1	0	1,230	8	980	12	H8.10.9	0	980	6
福岡市	1,300	8	H21.4.1	0	1,300	3	1,040	7	H21.4.1	0	1,040	3
熊本市長	1,186	17	H27.4.1	0	1,186	9	944	15	H27.4.1	0	944	10

【参考】

大阪市	1,669	次期任期	1,669	H27.12.19	14	940
-----	-------	------	-------	-----------	----	-----

※現市長の次期任期（平成27年12月19日）より適用。（地域手当を廃止。）

# 経済状況の推移

## 消費者物価指数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全国	100.7	100.7	102.1	100.7
千葉市	101.0	101.0	102.0	100.4

	平成22年 (基準年)	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	100.0	99.7	99.7	100.0	102.8
	100.0	99.6	99.2	99.6	102.3

財政状況等

(1) 政令指定都市の平成25年度普通会計決算額

	住基人口		平成25年度一般会計決算(単位:百万円)				
	(H26.12.31)		決算額(A)	人件費(B)	(B)/(A)		
札幌市	4	1,936,016	4	840,974	6	95,310	11.3%
仙台市	11	1,053,509	10	539,895	12	62,611	11.6%
新潟市	16	804,315	13	365,486	14	51,247	14.0%
さいたま市	9	1,261,098	12	433,501	10	70,675	16.3%
千葉市	13	962,376	14	360,952	13	55,052	15.3%
川崎市	7	1,445,116	8	579,459	7	91,278	15.8%
横浜市	1	3,722,342	2	1,558,219	2	191,375	12.3%
相模原市	19	715,145	20	246,417	20	41,304	16.8%
静岡市	18	715,752	18	269,507	18	44,478	16.5%
浜松市	15	810,847	17	280,153	17	45,465	16.2%
名古屋市	3	2,259,988	3	1,025,507	3	161,313	15.7%
京都市	8	1,419,474	7	712,640	5	110,338	15.5%
大阪市	2	2,670,496	1	1,650,403	1	209,070	12.7%
堺市	14	847,719	15	337,369	15	49,075	14.5%
神戸市	5	1,537,237	6	732,586	4	115,370	15.7%
岡山市	20	706,027	19	265,070	19	43,785	16.5%
広島市	10	1,186,928	9	551,538	8	78,524	14.2%
北九州市	12	981,737	11	511,685	11	63,953	12.5%
福岡市	6	1,458,125	5	773,633	9	74,957	9.7%
熊本市	17	734,895	16	294,386	16	45,927	15.6%

※各欄左の斜字は順位

(2) 一般会計決算額の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
	決算額	決算額	決算額	決算額
歳出	100	102.3	92.5	101.0
(百万円)	348,403	356,364	322,199	351,844
市税収入	100.0	106.0	106.3	102.8
(百万円)	167,704	177,785	178,213	172,371
区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	決算額	決算額	決算額	決算額
歳出	105.7	104.8	105.4	103.6
(百万円)	368,138	364,971	367,366	360,952
市税収入	101.1	101.6	100.8	102.6
(百万円)	169,515	170,415	168,968	172,108

## 2-③ 地域手当の支給地域一覧

見直し後 現行	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
18%	特別区						
15%		町田市、 大阪市					
12%		横浜市、 川崎市、 豊田市	さいたま市、 八王子市、 名古屋、 高槻市、西宮市	船橋市、 吹田市			
10%			千葉市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市	水戸市、市川市、 松江市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市		
6%					四日市市	仙台市、宇都宮市、 川崎市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	
3%						高崎市、岐阜市、 岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、 長崎市
非支給地							新潟市、徳島市

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

[出典]平成26年人事院勧告(資料抜粋)



特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）

別表第1

区分	給料月額	報酬額
市長	1, 190, 000円	
副市長	960, 000円	
常勤の監査委員	680, 000円	
病院事業管理者	900, 000円	
教育委員会の委員長		日額 32, 000円
教育委員会の委員		日額 27, 000円
市選挙管理委員会の委員長		日額 32, 000円
市選挙管理委員会の委員		日額 27, 000円
区選挙管理委員会の委員長		日額 24, 000円
区選挙管理委員会の委員		日額 20, 000円
人事委員会の委員長		日額 32, 000円
人事委員会の委員		日額 27, 000円
議会議員のうちから選任された監査委員		月額 67, 000円
識見を有する者の中から選任された非常勤の監査委員		月額 258, 000円
農業委員会の会長		月額 67, 000円
農業委員会の会長職務代理者		月額 60, 000円
農業委員会の部会長		月額 60, 000円
農業委員会の委員		月額 53, 000円
固定資産評価審査委員会の委員		日額 19, 000円
固定資産評価員		月額 235, 000円

# 1案

平成18年度から平成26年度までの累積改定率(△0.37%)に平成27年度の給与制度の総合的見直しにおける平均改定率(△2.4%)を反映した後の累積改定率(△2.76%)により改定する。(改定率を乗じた後の1万円未満四捨五入)

## ○給料月額の見直し (円)

	市長	副市長
改定前(本則)	1,190,000	960,000
改定後(本則)	1,160,000	930,000
差引	△ 30,000	△ 30,000
改定率(%)	△ 2.59	△ 3.23

## ○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10% 119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,160,000	11% 127,600	6,334,992	21,786,192	△ 362,088
H28年度	1,160,000	13% 150,800	6,449,136	22,178,736	30,456
H29年度	1,160,000	14% 162,400	6,506,208	22,375,008	226,728
H30年度以降	1,160,000	15% 174,000	6,563,280	22,571,280	423,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである  
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10% 96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	930,000	11% 102,300	5,078,916	17,466,516	△ 401,004
H28年度	930,000	13% 120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	930,000	14% 130,200	5,216,184	17,938,584	71,064
H30年度以降	930,000	15% 139,500	5,261,940	18,095,940	228,420

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである  
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

## ○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○過去の改定の考え方(累積改定率による改定)を踏襲している。	○地域手当の支給割合の引上げ(率)が今回の給料月額の下回率を上回るため、年間給与額は実質的に引き上げとなる。  ○年度により年間給与額にバラつきが生じる。

## 2案

地域手当を廃止し、平成26年度時点の地域手当相当額を給料月額に組み込む。ただし、平成18年度以降の累積改定率(△0.37%)を乗じた給料月額を基に算出する。(組み込み後の1万円未満は四捨五入)

### ○給料月額の改定 (円)

市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	1,190,000	10%	119,000	1,309,000
累積改定率 反映後	1,185,597	10%	118,560	1,304,157

(円)

副市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	960,000	10%	96,000	1,056,000
累積改定率 反映後	956,448	10%	95,645	1,052,093

### ○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	△ 152,280
H28年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H29年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H30年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	△ 101,520
H28年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H29年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H30年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

### ○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
<p>○地域手当相当額を給料月額に組み込むことにより、(今後予定されている)地域手当の支給割合の引き上げの影響を受けない。</p> <p>○他団体において地域手当を廃止している例もある。</p>	<p>○改正後の給料月額は改定前の給料月額と地域手当の合計額より少なくなる。</p> <p>○退職手当は給料月額を算出基礎としているため、現行の退職手当額の支給水準を超えないよう退職手当算出の際に給料月額に乗じる支給率を引き下げる必要がある。</p>

# 3案

地域手当の引き上げに合わせて給料月額を段階的に引き下げる。(引き下げ後の1万円未満は四捨五入)

## ○各年度における給与額の見込み

(円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,180,000	11%	129,800	6,444,216	22,161,816	13,536
H28年度	1,150,000	13%	149,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740
H29年度	1,140,000	14%	159,600	6,394,032	21,989,232	△ 159,048
H30年度	1,130,000	15%	169,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	950,000	11%	104,500	5,188,140	17,842,140	△ 25,380
H28年度	930,000	13%	120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	920,000	14%	128,800	5,160,096	17,745,696	△ 121,824
H30年度	910,000	15%	136,500	5,148,780	17,706,780	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

## ○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○地域手当の支給割合の段階的引き上げに合わせて、給料月額を同じ引下率で減額させる。	○年間給与が減少していく。(給料月額について1万円未満四捨五入の場合)  ○地域手当の変動に合わせて、毎年、給料月額が変動することとなるため、その都度、当審議会を開催する必要がある。

1～3案で改定した場合の特別職と一般職の最高給与者との給与比較

区分		給与月額(現行額)			
		給料(A)	管理職手当(B)	地域手当(C) [(A)+(B)]×15%	合計 (A)+(B)+(C)
現行	市長	1,190,000		178,500	1,368,500
	副市長	960,000		144,000	1,104,000
案1	市長	1,160,000		174,000	1,334,000
	副市長	930,000		139,500	1,069,500
案2	市長	1,300,000			1,300,000
	副市長	1,050,000			1,050,000
案3	市長	1,130,000		169,500	1,299,500
	副市長	910,000		136,500	1,046,500
A局長 総合的見直し後(地域手当完了後)		526,500	131,600	98,715	756,815

1～3案で改定した場合の政令指定都市順位

(単位：円)

	市長						副市長					
	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960000	14	10	96,000	1,056,000	13
1案(H30)	1,160,000	18	15	162,400	1,322,400	11	930000	17	15	139,500	1,069,500	12
2案	1,300,000	8	-		1,300,000	13	1050000	6			1,050,000	13
3案(H30)	1,130,000	20	15	169,500	1,299,500	13	910000	20	15	136,500	1,046,500	13
札幌市	1,280,000	9	3	38,400	1,318,400	11	1,030,000	8	3	30,900	1,060,900	12
仙台市	1,310,000	6	6	78,600	1,388,600	9	1,020,000	9	6	61,200	1,081,200	11
新潟市	1,163,000	18	-		1,163,000	20	939,000	17	-		939,000	19
さいたま市	1,243,000	13	12	149,610	1,392,610	8	977,000	13	12	117,240	1,094,240	8
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960,000	14	10	96,000	1,056,000	13
川崎市	1,250,000	11	12	150,000	1,400,000	7	990,000	10	12	118,800	1,108,800	7
横浜市	1,428,000	2	12	171,360	1,599,360	2	1,148,000	1	12	137,760	1,285,760	1
相模原市	1,142,000	20	10	114,200	1,256,200	16	935,000	18	10	93,500	1,028,500	14
静岡市	1,250,000	11	-		1,250,000	17	940,000	16	-		940,000	18
浜松市	1,277,000	10	-		1,277,000	14	928,000	19	-		928,000	20
名古屋市	1,467,000	1	10	146,700	1,613,700	1	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
京都市	1,390,000	5	10	139,000	1,529,000	5	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
大阪市	1,420,000	3	10	142,000	1,562,000	4	1,130,000	2	10	113,000	1,243,000	3
堺市	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	990,000	10	10	99,000	1,089,000	9
神戸市	1,410,000	4	12	169,200	1,579,200	3	1,110,000	3	12	133,200	1,243,200	2
岡山市	1,160,000	19	3	34,800	1,194,800	18	920,000	20	3	27,600	947,600	16
広島市	1,310,000	6	3	39,300	1,349,300	10	1,050,000	6	3	31,500	1,081,500	10
北九州市	1,230,000	14	3	36,900	1,266,900	15	980,000	12	3	29,400	1,009,400	15
福岡市	1,300,000	8	10	130,000	1,430,000	6	1,040,000	7	10	104,000	1,144,000	6
熊本市	1,186,000	17	-		1,186,000	19	944,000	15	-		944,000	17

※千葉市、神戸市の地域手当は平成30年度の地域手当率

【参考】

大阪市	1,669,000		-		1,669,000		1,096,000		-		1,096,000	
-----	-----------	--	---	--	-----------	--	-----------	--	---	--	-----------	--

※現市長の次期任期（平成27年12月19日）より適用（地域手当を廃止。）